

文教厚生常任委員会会議録

[平成25年 2月14日開催]

南あわじ市議会

文教厚生常任委員会会議録

日 時 平成25年 2月14日
午後 1時28分 開会
午後 2時55分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（5名）

委 員 長	小 島 一
副 委 員 長	川 上 命
委 員	登 里 伸 一
委 員	蓮 池 洋 美
委 員	原 口 育 大

欠席委員（1名）

委 員	楠 和 廣
-----	-------

事務局出席職員職氏名

事 務 次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	船 本 有 美
書 記	川 添 卓 也

説明のために出席した者の職・氏名

副 市 長	川 野 四 朗
教 育 部 長	岸 上 敏 之
教 育 部 次 長	太 田 孝 次
健 康 福 祉 部 長	藤 本 政 春
健康福祉部次長兼長寿福祉課長	小 坂 利 夫

II. 会議に付した事件

1. 管内調査施設について..... 3
2. その他..... 28

III. 会議録

文教厚生常任委員会

平成25年 2月14日(木)

(開会 午後 1時28分)

(閉会 午後 2時55分)

○小島 一委員長 それでは、おそろいのごさいますので、ただいまから文教厚生常任委員会を始めさせていただきますと思います。

午前中は、3施設、管内視察ということで見学させていただきました、非常にいろいろと参考になる部分もあったかなと思っております。きょうはまた、特にこういういい天気で、本当に管内を回るには非常に恵まれた天候で、大変よかったなと思っておりますので、これから重点調査ということで、介護また老人ホーム、また人形会館についてのいろんな意見を承りたいというふうに思っております。

なお、本日楠委員におかれましては、インフルエンザで欠席となっております。それと、議長につきましても、公務で県議長会ということで県のほうに行っております、欠席ということになっておりますので、一つよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、座って進めさせていただきます。

副市長、執行部、御挨拶ありますか。

副市長。

○副市長(川野四朗) 一言御挨拶を申し上げたいと思います。

きょうは、市長もちょっと神戸のほうへ公用で出張いたしておりますので、欠席をさせていただきますこと、おわびを申し上げたいと思います。

きょうは、午前中から皆さん方には所管の施設を御視察いただきまして、まことにありがとうございます。福祉と人形会館ということでございまして、御視察をいただきました。特に福祉の施設につきましても、皆さん方もきょう御質問があったように、今後どのようにしていくかということも大きな我々の課題でもございます。やっぱり、介護保険との絡みもございまして、介護保険の保険料が非常に高く、市民の皆さん方が負担に耐えられないというようなこともお聞きをします。施設整備をするといいわけなんです、施設整備をするとそういうところにはね返ってくると。皆さん方も、きょうのお話の中からそういうこともくみ取ってはいただいているんだろうと思います。皆さん方と一緒に、今後の福祉行政も進めていければと思っておりますので、どうかよろしくお願いをしたいと思います。

○小島 一委員長 それでは、まず午前中に管内調査を行いました、小規模多機能型の居宅介護事業所「あっとホームくにうみ」と、特別養護老人ホーム「すいせんホーム」についてを重点的な協議事項としたいと思います。そのあと、「淡路人形浄瑠璃館」につい

ての質疑、調査を行いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○小島 一委員長 それでは、まず「あっとホームくにうみ」「すいせんホーム」等の小規模多機能型の居宅介護事業並びに老人ホームにつきまして、どなたか御質問ございませんでしょうか。

原口委員。

○原口育大委員 きょうは、2つの施設ということで見せていただいたんですけど、市内にはたくさんこれ以外にもいっぱい施設があります。よく、地域の利便性というか、福祉サービスの水準みたいな話が気になるんですけども、そういう統計があるかどうかちょっとわかりませんねんけど、例えば人口あたりのそういう施設の整備率とか、高齢者に対する施設の整備率とか、病院のベッド数とかですね、そういうものはある程度統計的に比較できるようなものがあるように思うんですけど、そういうレベルでいうと、きょう見せていただいたような施設について、南あわじ市のランクというか、全国平均から見比べてるとか劣ってるというか、そういう数字的なもので何か、うちのああいう施設については、比較ランキングでいくとこんな感じですよというような話はわかりませんか。

○小島 一委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長(小坂利夫) 直接、そういうランキングと申しますか、整備率の比較はしたことがございません。その整備率等についての資料についても、ちょっと調べてみなければわかりませんが、少なくとも本市において介護保険事業計画をつくっております。その中で、現在の利用状況また将来の利用見込み、人数の見込みですけれども、そういうふうなものを推計して3年ごとにつくっているわけですが、そういう意味でいえば特別養護老人ホーム、これについては間違いなく不足してます。待機者がたくさんいらっしゃる、そういう意味で不足しております。じゃあ、あとの施設はどうかといえば、現時点にこの第5期介護保険事業計画の中では、整備計画として挙げてるのが特別養護老人ホーム、これは密着型の小規模特養ですが、29床の施設を3カ所、そしてきょう見いただいた小規模多機能型居宅介護施設を1カ所、この整備計画でございます。現在の状況で、その施設が必要であろうということで計画を立てました。そういう意味からすれば、その部分はまだちょっと不足してるというふうな状況であると認識しております。

○小島 一委員長 原口委員。

○原口育大委員 第5期の計画ということになると、その計画つくって、それは市がやっぱり財源がなかったらできない話とかいろいろあると思うんですけど、やっぱり許認可みたいなことにもなるわけですか。上部団体から見たら、そういう話が挙がってきたときに、ここは他地域に比べてちょっとまだレベルが低いからもうちょっとふやすようにとか、そういうレベル調整するような計画をつくって上へ挙げていくというような形になるとるわけですか。

○小島 一委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） まず財源の話ですが、事業主体はそれぞれ施設を整備する法人です。したがって、市の財源の補填と、一般財源の補填という形は考えておりません。国からの補助金をトンネルで事業主体に交付するという形になります。

それから、特に地域間という話で考えれば、これも特に小規模多機能型居宅介護施設については、南淡圏域という設定をしております。一方、特別養護老人ホームについては、その圏域を設定しておりません。ただ、そういうふうな施設をやりたいという法人もそれなりにあると思います。多ければ、やはり選定といいますか、プロポーザルというような形で、すぐれた施設の事業計画に対して市が決定していくというふうになると思っております。

今回の整備する4つ、2種類の施設は地域密着型サービスということで、市の決定権、許認可権がございます。ですから、市のほうがどの施設を整備するか決定していくという形になります。ただ、特別養護老人ホームについては、老人福祉法で県のほうの特別養護老人ホームとしての認可も必要になります。

○小島 一委員長 原口委員。

○原口育大委員 ということは、民間の人が自分でつくって自分で運営する分には、全然許認可とか必要ないと思うんですけども、その介護保険に乗っかるとかいう話になると、この計画の中に位置づけられて、許認可がいるというふうに考えていいんですか。

○小島 一委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） そのとおりです。介護報酬を受ける以上は許認可が必要やと。介護報酬はいらないと、全く自費でやっていくというのであれば、それは市が関知する話ではございません。ただ、いろいろな法律の中で、旅館業法とかいろんな関係してくる部分もありますんで、その辺の当然必要な許認可は必要かと思えます。

○小島 一委員長 原口委員。

○原口育大委員 とすると、市としては介護保険の特別会計みたいな中で考えなあかんと思うんですけども、その介護保険料というか、受益者負担のレベルというのは、受益者だけでない人も払うわけですけど、その保険料のレベルというのは、よく議会でも高いとかいわれるんですけど、それは実態としては、県下とか全国的な平均とかから見るとどんな状況なんでしょうか。

○小島 一委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） この第5期、平成24年度から26年度までの南あわじ市の保険料が基準額第4段階、基準額といいますけど、月額4,980円です。県の平均が4,982円、国の平均が4,972円です。したがって、国なり県並みの保険料と考えております。

○小島 一委員長 原口委員。

○原口育大委員 淡路3市とか、そこら辺は大体横並びなんですか。

○小島 一委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 南あわじ市が一番高いです。洲本市さん、淡路市さんの順番に安くなっていってます。ちょっと額は忘れたんですが、200円か少しぐらい差があったように思います。

○小島 一委員長 原口委員。

○原口育大委員 それはサービスの供給量なり、利用の度合いとかで違ってくるんで、一概に高いからどうのこうのではないとは思って、それは余り気にならないんですけど、利用のパンフレットなんか見ると、その介護度によって利用上限というのがまずありますわね。それを超えると自己負担ということになると思うんですけど、その自己負担を超えた分が高額やと、それも何か措置があるんでしょうか。

○小島 一委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 基準額を超した分は、あくまでも自己負担ということですので、それに対する補填はございません。ただ、介護サービスのケアプランをつくる際には、やはりその上限額というのをまず気にして、ケアマネジャーさんが計画をつくりますので、余りその限度額を超して困るから何とかしてくれというふうな相談は、私の記憶ではございません。

○小島 一委員長 原口委員。

○原口育大委員 うちも、親が通所というか、デイサービスとか受けさせてもらうようになりまして、大変助かってるんですけど、まずその入り口というか、最初に思いついて手続してという動機付というたら、必要に迫られての部分なんですけど、そこでためらう人が結構おるような気がするんですけども、例えばその要介護にならんかったら要支援で、また要支援にも認定されない場合もあると思うんですけど、その要支援にも認定されないけども、予備軍的なところでちょっととまどってるような人がおるような気がするんですけど、その辺に対する何かサービスというか指導というか、そういう部分というのは、地域包括支援センターとかではやられとるんでしょうか。

○小島 一委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） いわゆる訪問介護のようなサービスはございませんが、教室であったり、あるいはいきいき百歳体操は、広く要介護の方から、今、元気な方までたくさんの方が参加していただいておりますけども、そういうふうな体操であったりの事業は行っております。

○小島 一委員長 原口委員。

○原口育大委員 最後に、こういう施設結構たくさんの方の女性の方が働いておる関係で、保育所を併設したりしとるみたいなんですけど、きょうのところでも何か保育施設を一つ持たれとるみたいなんですけども、従業員のためかと思うんですけど、げんキッズというのかな、きょうのとこだと。介護職員用の保育所ありとなつとるんですけど、こういうのは市の保育所とか民間の保育所でも保育料の減免とかされとったと思うんですけど、そういうのとは関係ないんですか。

○小島 一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） この法人の実施しとる保育所については、当然無認可の保育所なんで、その法人さんが、そういう従業員さんのための子供さんを預かってみとるところで、一般的にそういう認可保育所である市の運営しとる、また私立で認可を受けた保育所とはまた一線は違うというところがございます。

○小島 一委員長 ほかにございますか。
原口委員。

○原口育大委員 特養とかに入ってて、急病になったりして通院とかが必要になった場合とか、救急車の場合もあるかもわからんですけど、そういう場合の対応というのは施設がするんでしょうか、それとも家族がするんでしょうか。

○小島 一委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） やはり施設がその対応をします。

○小島 一委員長 よろしいか。
ほかに質疑ございませんか。
蓮池委員。

○蓮池洋美委員 グループホームの関係なんですが、市内に何カ所ぐらいありますか。

○小島 一委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） グループホームは、今現在3カ所ございます。

○小島 一委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 それのサービスの内容とか、その事業所の内容について、大体その内容についてはほぼ均等しとるようですか。

○小島 一委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 提供されるサービスというのは、基準に基づいてされ

ているという意味では、その水準は達せられておるという意味で、全く職員の質までを含めてサービスといえ、同じとはい切れませんが、ほぼどこともうまくいってるようには思っています。

○小島 一委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 きょうの「くにうみ」ですか、あその話を聞いてますと、職員数にしても余裕を持ってされとるというふうな内容であれば、恐らく利用される側にとって十分満足のいくサービスを提供されとるとは思うんですが、そこの中の協議会の中へ、市からも参画しとるというふうに聞いたんですが、どことも皆市からはそういう協議会に参画をしとんのですか。

○小島 一委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 今、話に出ました協議会ですが、市の地域密着型サービスというところには市の職員も行って、2月に1回それぞれの事業所が協議会を開いてます。グループホームが3カ所、きょう行っていただいた小規模多機能型居宅介護施設が4カ所、そして認知症の通所型サービスのところということで、それぞれに市の職員も入った中で、そういう協議会でいろいろなことについて協議をしています。

○小島 一委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 そこへ行かれておったら、それぞれの内容が一律にわかると思うんよな。今度は、利用されよる側の目から見て、いわゆるそのサービスが平均化しとるというふうなことについて、十分認識をしてあげる必要があるのかなと思うんよな。そやから、極端な話、温浴施設で、今、市民の利用する側から見たらごっついに差があんのよな。そういうふうなことの無いような目を光らしといたってほしいと思うんやけども、そこらのところは検討の中に入っとんのかな。

○小島 一委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） まず職員の配置基準、きょう行ったところが出たのが、特別養護老人ホームでしたら入所者3人に対して職員1名という基準があるという話がございました。私どもの視点は、その基準をクリアできてるかというところを見ます。したがって、その基準をクリアし、どれだけ余分に配置されているんかということについては、

当然それは認識できたとしても、その情報をむしろ私どもから直接外へ伝えるということはありません。ただ、施設はそういうふうな問い合わせについてはもちろん答えてくれますし、またインターネット上でも、職員数の状況については公表はされてます。そういう意味で、情報開示という意味ではそれなりに整っていると思ってます。

○小島 一委員長 よろしいか。

ほかに質疑ございませんか。

川上副委員長。

○川上 命副委員長 こういった施設やな、3つかいうて三原にいいよったな。あの施設のあるところはまあええが、けど我々みたいなへんぴなとこやのに施設はないわけ。そういう施設へ入りたくても入れんという中で、非常に最近独居老人かな、そういった方がふえてきて、そしてうちの隣にも一人でけとるんですけど、そういった人はしまいには親戚の方が介護に行きよんねやな。その中で、その人が見にきよってんけど、結局親戚同士ということになれば無料やな。何とか手当もらってという形でやったら、親戚同士とはあかんとか、そういうこと言われた中でまた違う人が来よるねんけど、結局はその老人も余り過保護になってきたら、この在宅介護でも結局自分自身が動けるのにそういった介護を要求してしまうというような形。そやさかい、きょうも見とったんですが、非常にあそこへ入るとる人は確かにええ施設へ入って、金も費用もかかるけど、かなりの老後、施設でも最後に亡くなるまでおる方もおるということで、人間というのは、しかしながら自分のうちでやっぱり介護してもらって自分のうちで亡くなる、一生を終わるとというのが一番幸福な考え方やけどな。そういった中で、福祉の中で統一した見解というのはあるんかな、これ何かしら自分自身がそういったところへ近くであれば特養へ、遠方のはそういった在宅とかそんな福祉の恩恵をこうむらんというような形の中で、そんなこと、小坂次長どうですか、ちゃんとそういったことを名簿とか、結局このごろいわれておる弱者救済の中で、うまいこと名簿とかできた中で、全体的な把握を健康福祉課とそれぞれ福祉課できとりますか。どんな状態ですか。

○小島 一委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） まず介護の方向はといいますと、これは国がいつてる施設から在宅へという考え方です。ただ、なかなか在宅だけじゃとても対応できない方もたくさんいらっしゃるということで、やはり施設があるという状況です。ただ、方向は施設から在宅へという将来に向けての方向があります。今、委員おっしゃられた、具体的にそれぞれの地域ごとの名簿とかそういうのは持ってません。ただ、要援護者台帳というふ

うなものはつくってますけども、その介護の必要度とかいうふうなものについては名簿は持っておりません。やはり、まず自分からの申請という立場をとっておりますので、介護については。こちらから積極的に名簿を持ってるというふうな状況にはございません。

○小島 一委員長 川上副委員長。

○川上 命副委員長 最近、ちょっとこの間の新聞見たときに、市長も福祉に力を入れとるし、この南あわじ市のこの老人福祉計画及び介護保険事業計画第5期という中でもいろいろと語られとるんやけど、これは将来を見越した中での団塊の世代が近々来るといふ形の中で、そういったことを予期した中での計画か、それともどういうことでこの計画を立てられたのか。

それと、最近よくいわれる、仮に福良なら福良の地区の南海トラフ、地震やね。起きたときに、弱者救済、災害弱者というんかな、そういった人を救うための名簿作成というのはこのごろやかましくて、国会ももうじき通過すると思うねんけど、いろんな。しかし、守秘義務というんかな、そういった情報が流れるといういろんな欠陥もある中で、非常に地域の行政もいろいろと考えがそこまでいかんというようなことも新聞に書かれとったんですよ。この点ね、災害弱者及び独居老人の名簿を把握した中で、福祉事業を平等に受け、また非難とかいろいろな災害のときにも、そういった名簿を地域が把握した中で助けるという形の場合は行政で準備してるんですか、どうですか。

○小島 一委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 今、言われました要援護者支援に関してですけども、これについては、それぞれの地域の自主防災組織、また地区、それから民生委員、いろんな方々の協力を得まして、その地域におけるいわゆる援護の必要な方、高齢者であったり障がい者であったり、その人たちの調査を民生委員の方が行っていただいております。それで一つの名簿と。当然、言われましたように個人情報に関係もございますので、情報の提供のできるのは住所氏名、性別、年齢、そういう4情報ぐらいのことですけれども、そういう個人のリストをこさえて、それでその地域における要援護を必要とする方の支援をする方、そこらを選んでいただきまして、その方がそのおうちから避難場所への避難経路、それからどういう手法でお手伝いをするかとか、そういう個人ごとの個票をつくるということを目的に、それぞれの地域でいろいろ検討をさせていただいております。それで、今、一つにはモデル地域といいまして、南あわじ市で4地域を選定いたしまして、今、阿万の中西地区でございましたら、おおむねそういう個人の個票の作成がもう進んでおります。それと、神代地域にありまして、おおむねそういうリストができかかっておると、

そういう状況でございまして、これについて、その福祉と関係はどうかということでございますけれども、やはりそういう要援護者の名簿ということで、役場の中のその関係部署については、ある程度共有はされておると思います。けれど、それを、今、介護サービス云々についてどうこうというようなところは、ちょっと今のところなされてないのかなと、そういう状況でございます。

○小島 一委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） この、第5期の介護保険事業計画ですけれども、この計画は平成24年、25年、26年度までの3カ年を計画期間としてつくっているものでして、26年度へ向けた整備計画であったり、あるいはその間のサービスの供給状況等からそれに必要なお金を出して、そして保険料を算定したというふうなものでございます。

○小島 一委員長 川上副委員長。

○川上 命副委員長 今、藤本部長の言うたことはようわかった。ちょっと私の中で知識がないさかいやけど、よくわかったんですが、介護とそんな弱者救済とよ、いろんな中で個人情報の守秘義務の件もあるけど、そういったもんを作成した中でやっていかなかったら、このごろ我々の地区やったらもう過疎が進んできて、8軒の隣保単位の中で4軒というのはもう独居老人になってしもて、結局行政とか農業、そういったものは役職そのものもとれんようになって、結局はそんなこと言うたらいかんけど、一人やさかいいつ何時どうなっとるかわからん。そういった名簿作成というものを何とかした中で、行政がやっぱりそういったものを把握しとった中で、さあ言うたら皆そういった情報を提供するとか、そういったことがしてくれたらええなと思うねんけど、そういったことは南あわじ市はまだまだそこまでいとらんというわけやな。

○小島 一委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 民生委員さんの活動の中で、独居老人の訪問であったりというのもあるかと思えます。そういうような情報について、介護等の相談についても民生委員さんから情報が提供されて、支援が必要やというふうな、介護サービスとは別であってもそういうような情報も寄せられますし、必要な対応については地域包括支援センターなども対応してますし、民生委員さんなどからの情報も非常に重要視はしております。

○小島 一委員長 川上副委員長。

○川上 命副委員長 さっき聞きかけたけど、要介護、在宅で介護申し込むわな。そうしたときに、親戚同士の場合あかんという、そんなんあんのか。

○小島 一委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） ヘルパーさんとして、親戚の方が入るという分については制限があります。これは介護保険のほうでの制限がありまして、ちょっと、今、何親等以内はだめやという、その何親等というのはちょっと忘れたんですが、制限がございませう。それは、やはり日常のいわゆる個人の生活としての介護というのは認められてませんので、例えば親子間であったり、兄弟であったりとかいうんはだめだと。ただ特例として、3親等か4親等ぐらい、4親等ぐらいまでやったかな、特にその対象の方が認知症等で、ほかの人は対応できないというふうな場合でしたら、特例として認められる場合もありますが、それにしても何親等以内はだめというのがございます。

○小島 一委員長 川上副委員長。

○川上 命副委員長 いや、これはおまはんも知つとるか知らんけど、そういったことを設けてもどうにもならんということは、見るに見かねてただで世話しよってん、そのヘルパーさんがな。それやったら、いっそちゃんと申し込んで賃金もらいなさいというような形でやったら、親戚同士ではあかんと言われて、ほかの人は来よるねんけんどな。結局、そういった中で甘えがかんで、結局は「もっと川上さん注意したれや」とこう言うねんな。介護についてもよ。注意ということはよ。自分で動けるやないかというようなことを言うたり、こんなことわしに言え言うたって、こんなこと言える権利もないし何もないし、そういったことがある中で、どうももう一つヘルパーとかそんなんもう一つ把握というんか、その実態そのものがお互いに連絡できとらへんのかと思たりするねんけんどな。実際、隣でそんなん見よったら歯がゆくなってくる。そんな点ありますか。

○小島 一委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 具体的な話は聞いてないんですが、やはりそのサービスの提供にあたってはケアマネジャーさんがついてますんで、今、提供されとるサービスがじっくりこんといた場合には、やっぱりケアマネジャーさんに相談されて、そのヘルパーさんが変わるような場合もありますし、ヘルパーを派遣してる事業所が変わったりする場合もケースとしてはある話です。

○小島 一委員長 川上副委員長。

○川上 命副委員長 まあ、一つそんなこともあるということだけ把握しとってくれ。

○小島 一委員長 ほかにございますか。
登里委員。

○登里伸一委員 行政もかかわる会議があるということで、お話をちょっとあと聞いたんですが、法律に基づいたものを承知するかどうかというところらしいんですが、これはこの運営推進会議というのがそうなんですか。

○小島 一委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） まず、その施設が法律に定めた基準どおり運営されているかどうか、これはやはり市が監査という形で入ります。また、今、話題に上がってまず運営協議会、推進会議というのは、そこの施設をよりよく地域と連携した中でよりよく過ごせる場をつくれるように、きょう話に出てました老人会であったり、隣の近くの人であったりというような地元の方が入ってその施設を盛り上げようと。当然、行政としては基準の話であったり、新たな情報提供とかいうんはしております。ともかく、その施設をよりよくしていくために、地域に開かれた中でよりよくするための会という位置づけです。ですから、よく消防の方も来ていただいたりして、その避難の考え方とかも一緒に話したりしています。

○小島 一委員長 登里委員。

○登里伸一委員 法律に基づいた分だけじゃなくて、ここで自己評価や第三者評価というのがありますが、結局きょう見せていただいた施設は非常に新しくてよくできたもんですから、余り行政としては言うことがないんじゃないかと思いますが、例えば会議ではどんなことをおっしゃったんでしょうか。

○小島 一委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 会議には、介護保険係と地域包括支援係の2名、それぞれ1名ずつ行ってるんですが、具体的な話の内容までは十分承知はしていませんが、

問題があればすぐ報告があります。そういうような問題ということでの報告はございません。

○小島 一委員長 登里委員。

○登里伸一委員 よく、介護施設やそういうところに、臨時に1日か2日か入って体験してくるというようなことなんかもやっておりますが、このたびの施設はそういうのとは関係ないんですか。

○小島 一委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 入所というか、施設を利用される方でしょうか、それとも。

○小島 一委員長 登里委員。

○登里伸一委員 まだ、ある程度健康体で。

○小島 一委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） きょうの施設がどうかは確認しておりませんが、体験的にそのサービスを受けてみる、体験的なデイサービスとかいうのはよく話は聞きます。きょう行ったところが、それをやってるかどうかというところまでは確認はしていません。

○小島 一委員長 登里委員。

○登里伸一委員 知られていないということで、PRをせないかんような話になってますが、これを見てますと、もう入所も十分利用者が1万5,800人台ですから、相当利用されてると思うんです。

それで、話は違うんですが、この長期療養の人は、特養やグループホームに申し込んでいる人が多いというふうな説明をされておりました。この、長期療養の方が特養とかに申し込むというのは、1カ所しかできないようなシステムなんですか。それとも、市内全部に申し込むような形でやっとなるんですか。

○小島 一委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 申し込みする先は、特に制限はございません。ですから、例えば特別養護老人ホーム、市内に今5施設ありますけども、それぞれに申し込んでおられる方もおると思います。

○小島 一委員長 登里委員。

○登里伸一委員 ということは、待機者がどことも皆多いですよ。それは、そういう人たちも、皆2重にも3重にも数えてるということになりますか。

○小島 一委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） それぞれの施設に聞いた数は、ほかの施設へ申し込んでる人も含めての話ですんで、重複申込者も含まれております。

○小島 一委員長 登里委員。

○登里伸一委員 それで、また違う話になりますが、結局利用する方の1カ月分が多い人で13、4万円。それから、これ見ますと、何万の方もあるんですけども、そういう普通何かけがとかちょっとした手術で入院しても、大体1カ月10万円前後というのは、大体個人の支払いの部分にあるんですけども、こういう金銭的トラブルとか、先ほども委員がおっしゃってましたが、年金等で賄えない分がたくさん出てくる人もたくさんあると思うんですが、結局その家族といいますか、同居の人たちとかその御兄弟が応援するような形でやってるような状況なんでしょうか。

○小島 一委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 当然、費用負担はその入所者が支払うものでございまして、何らかの手立てをしてお支払いされていると思います。ただ、施設によっては、低所得者にかなり配慮した施設もございます。特別養護老人ホームが、そういう意味では一番安く入れる施設になってます。特別養護老人ホームの多床室、2人部屋とか4人部屋といった場合、低所得者の場合月額5万円ぐらいまでで入れるというふうになってますんで、それは介護保険のほうで、低所得者に対しての自己負担額の上限を設けることによって、安く入れるよというふうな配慮はしております。

○小島 一委員長 登里委員。

○登里伸一委員 ということは、結局介護保険料を必要に応じて上げたり下げる、上げることはあっても、特別にそういう入所してる人たちに対して、市が援助していかなければいけないという現状は余り考えなくていいというふうに考えてよろしいですか。

○小島 一委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） さっき申し上げたように、介護保険の制度の中でやるべき話だと思っております。さっき言ったように、低所得者には施設を利用する際にもかなりの減額できるような措置が講じられてますんで、その制度の中でやっていると。市がそれに対して余分に支援をするという形はとっておりません。

○小島 一委員長 ほかに。
原口委員。

○原口育大委員 基本的な数字ちょっと聞きたいんですけど、これ多分決算資料とか見たらわかっとなやと思うんですけど、要介護の認定者数というのは、今1から5までとか要支援とかあると思うんですけど、それぞれどれぐらいの人数になって、トータルで何人ぐらいですか。

○小島 一委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 平成24年の12月31日現在の数字ですが、認定者数合計が2,993人です。被保険者数が1万4,703人です。ですから、認定率としては20.4%になります。それで、介護度別の内訳ですが、要支援1が296人、要支援2が445人、そして要介護1が545人、要介護2が554人、要介護3が443人、要介護4が404人、要介護5が306人です。

○小島 一委員長 原口委員。

○原口育大委員 今、認定を受けた人の数を聞きました。認定を受けるということはほっといたら失効してしまうと思うんで、やっぱりサービスも受けとるのかなと思うんですけど、先ほど同じ市内でも地域格差的な話の中でちょっと聞きたいんですけど、例えば沼

島とかいうと、サービスの提供状況というのは、どういふもんだったら沼島の人は利用できているんでしょうか。

○小島 一委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 沼島には、介護保険の施設というのはいりません。したがって、訪問系のサービスを受ける、あるいは沼島から通所施設へ通所する、もちろん施設の入所という形になれば沼島を離れますから、そのまま入所という形になります。ただ、市独自で、直接介護保険のサービスじゃないんですが、簡単なデイサービスということで週1回やっております。

○小島 一委員長 原口委員。

○原口育大委員 さっき「くにうみ」へ行ったときに、地区外の要件という中では、一応旧町のエリアを圏域として、あと地区外3割までという話やったんですけど、結局扶養義務者の職場の関係とかいろいろあって、結構希望者が多いという話やった。そういう部分で、やっぱりどうしても地域によって、需要がたくさんあるからといってそこにつくったからといって、必ずそこが埋まるという話でもないような気がして、ある程度その住民ニーズというかを捉まえた中で、施設の配備計画というのはいりあかんと思うんですけども、そこら辺というのはいり、計画の中でも考慮されておるんでしょうか。

○小島 一委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 小規模多機能型居宅介護施設については圏域設定をし、それぞれの旧町単位で1カ所、この第4期の間に整備をしました。ごめんなさい、第3期から第4期にかけてだったかな。それで、第5期では南淡圏域ということで考えております。その圏域内の人を優先的に利用者として決めるというのは、小規模多機能型居宅介護だけです。あとの施設については、そういうふうな制限は設けておりません。したがって、今おっしゃられたような意味での利用計画は少ないんかなと思っております。

○小島 一委員長 原口委員。

○原口育大委員 地区外の要件としては、送迎に30分とかいうような要件があったような気がするんですけど、そういうことですか。何ぼ地区外であっても、30分を超える部分は受け入れできないとか。

○小島 一委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 先ほどの施設はそういうふうに設定しておりましたが、これは施設によってその辺の要件は若干違ってたと思います。

○小島 一委員長 原口委員。

○原口育大委員 次に、認知症とかがふえてきた中で、その成年後見みたいな部分も結構僕も気になってる中で、ちょっと要件的に何か厳しくというか、入居者の権利を守る意味でそういうのが厳しくなったような気がしたんですけど、その同意を得るために、その後見がないと困るような話も、何か細かい契約みたいなどころであったような気がするんですけど、今その成年後見というか、その後見人が必要はような状態でもらっておるとか、そういう事例というのはかなりあるんでしょうか。

○小島 一委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 市が申立人として、成年後見人を選定した件数はこれまでに2件ございます。これは、施設のほうから、もう身寄りがなくなって4親等以内の申し立てできる人がいないために、市のほうから裁判所のほうに申し立てをしてほしいというふうな中で行った案件です。逆に、4親等以内であれば申し立てをできるわけですので、それはそれぞれの個人のほうでしていただくというのが原則です。まだ市が申し立てを行った件数は少ないですが、今後ふえてくると思ってます。また、個人で行う分については、最近でしたら任意で、つまり自分が判断能力のあるうちに成年後見人を選定しておくというふうな任意後見というのも最近、特にリーガルサポートであったかちょっと忘れちゃったけど、成年後見等の主な作業事務がおかれてるところなんかは進めていると聞いてます。

○小島 一委員長 原口委員。

○原口育大委員 よく、このごろ問題になってる扶養義務というか、生活保護とかのときに、扶養義務があってもそれを遵守してくれないもんやから、どうしてもある程度以上だったら生活保護に頼らざるを得ないみたいな話がよくあるんですけど、この介護の世界でも扶養義務者との関係というのは、例えばその利用料とかいうたときに、扶養義務者の収入とかいうものも、同居でなかったら関係ないんですかね、そこら辺はカウントされるわけですか。

○小島 一委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 世帯単位で見えていますんで、その中で課税か非課税か、非課税であったら、課税であったらどうなのかとかいうことで見てます。したがって、同世帯でない場合までは見ておりません。

○小島 一委員長 原口委員。

○原口育大委員 例えば、その同じ敷地に住んでても世帯分離してる場合もありますやんね。そんなんでも、もうそしたら扶養義務というか、世帯としての計算されへんということになるわけですか。

○小島 一委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） さっきも申し上げたように、世帯単位で見えています。世帯単位での税情報をもとに、その施設等の利用料を決定する段階設定を見てますんで、そこまでは確認はできておりません。

○小島 一委員長 原口委員。

○原口育大委員 何となく、ちょっと。もうちょっと何か、客観的に見たときに、その辺とかで不公平な感じを受けるような気がせんことないんですけど、そういう申し立てとかは別にないですか。おかしいやないのというような話はないですか。

○小島 一委員長 健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（小坂利夫） 特に、それについての問い合わせとかはないですが、例えば特別養護老人ホームに入所された方は、多くの方がそこを居住地として住所登録します。市外から来られる方もそうですが、住所登録します。そこは、一つの世帯として見られるというふうなことで、それが普通に行われてるというところです。

○小島 一委員長 それでは、暫時休憩させていただきます。
再開を、午後2時半とさせていただきます。

(休憩 午後 2時20分)

(再開 午後 2時30分)

○小島 一委員長 再開します。

もう質疑ないようでございますので、続きまして、淡路人形浄瑠璃館についての調査を行います。

質疑ございませんか。

蓮池委員。

○蓮池洋美委員 きょう、午前中見せていただいて、基本的には、私個人はあそこを津波の避難所にしたらいかんとは思ってるんですが、今のところ津波の避難所になつとということなんで、避難用の表示がきょうは見えないんだ。

それと、屋上へ上がるとかなり広いスペースがあったんで、これはその人数は上がれるなど。そやけども、雨露しのげるような施設が屋上にはないんで、それは必要でないかなとそう思ったんですが、どないですか。

○小島 一委員長 教育部長。

○教育部長(岸上敏之) まず、災害時の避難場所ということで、一時避難場所ということになってございます。それで、その表示について、あるいは、今、御質問がありました屋上の雨よけの部分、このことにつきましては、例えば25年度で地域防災計画の見直しがされる計画がございます。従いまして、その一時避難施設である人形浄瑠璃館も、それに合わせて表示をどういうふうにするか、あるいは、今、御質問のありました雨よけの部分、そういったこともこれは協議する事項かなというように思っております。

○小島 一委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 いつ来るかわからん、いつ来るかわからん言うて、物すごく危機感ありよんねの。危機感をあおっとるわけ。今すぐ来るにしては、きょうも「避難所どないして上がっていったらええんで」って聞いてんけどもわかりにくい、表示がなかったさかい。そんなもんは簡単に表示できるわけやさかいに、25年や何や言わんともうすぐにやとくべきやと思う。えらい遅いなと思つての、それで聞いてみた。

それと、屋上で仮に雨降ったときに、2時間も3時間もぬれてこんなことしておられへんさかいの。それは早いとこ配慮すべきやと思う。

○小島 一委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 十分協議させていただきたいと思います。

○小島 一委員長 よろしいか。
川上副委員長。

○川上 命副委員長 ちょっと、今の関連で言うけんどもね、部長、副市長にも言うべくけんども、結局地震というのは今来るかもわからんねんからの、これ。今言うたみたいに。それで、あそこの一時避難所もっと詳しく書いてすんのと、それとこの間福良へ行ったときに、今、地震来たらどこへ逃げられるかというたら、福良でわからんねや。我々が観光客で行ったら。福良の人間はわかっとったって、我々はわからんねん。どこへ逃げよう。車で中山峠のほうへいよったら、これは混乱してあかんわな。ほたら歩いてということになったら、どこへ逃げるか。そういったことが、全然福良のほうではまだわからんわ、知らん人は。そやさかい、今来るかもわからんことを25年やいうて、そんなのんびりした、そんなんやったらもう地震はけえへんような言い方やないの。これはやっぱり、我々本当に考えたら、福良へ行つとったときによう考えるねん。ここで、今、津波が来たら、5分後やったらどこへ逃げたら近いかなど、そんなこと考えるねん。これは絶対あげとかんなん。それで、一時避難所、責任逃れになるねんからの、10何メートルと16メートルと書いといたら。

○小島 一委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 東北の災害があつてから、想定にこだわるな、高台へ高台へということ南あわじ市も提唱しとると思います。従いまして、その一時避難施設やよつて、そこへ必ず逃げらんなんのかというたら、今言われたように、福良では高台へ行くというのを選考する場合もあるかもわかりません。といいますのは、まだ具体的な取り組みはされてないんですが、福良地域でのその自主防災組織と観光施設、そういう協議会は設置されとると聞いておるんですが、その具体的な協議であつたり、もっと具体的なところがまだなされてないように私自身認識しておりますので、また25年度の話になるんですが、地域防災計画の見直し、あるいはその福良地域の地元、あるいは観光施設との災害が起きたときの対応の仕方であるとか、そういったところがこれからも協議されると思いますんで、そこらはこの人形浄瑠璃館としてはそれを十分にそれに参加して、観光客にはできる限り災害のないような対応をしていくべきかなというように考えております。

○小島 一委員長 川上副委員長。

○川上 命副委員長 この間、自分自身もこのごろちょっとよう福良へ行くんでな、こんなことよう考えるねん。今来たらどこへ逃げたらええんだかとか、そんなこと。

それと、今、蓮池委員が言うたみたいに、上に本当にあれへんわな。きょうも上がっていくとき迷ったんや、2人きりになってもて、暗がりでおまはんら行ったところがわからんねん。ほな避難者わかるはずあれへんねん、我々な。

それと、建屋と雨露しのぐやつと、そんなら仮に備蓄でも何で置いとくん。置いとかんでもええ、はっきり言うたら。そこまで否定すんのやったら。水とか食料品な、そんなことせんと。

○小島 一委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） これもおくれておったんですが、先般、防災課のほうから連絡がありまして、その備蓄のことにつきましては、その災害用の備品であったり、そういったものはもう設置するようなことになっております。

○小島 一委員長 ほかに。
原口委員。

○原口育大委員 今、関連するんですけども、その観光客の人があの周辺において地震が起こったときには、屋外のいろいろ拡声器であったりあると思うんですけど、一つあそこが避難所というのであれば、この施設はこういう状況のときは避難所になりますよとか、まずは高台へ逃げてください、でも逃げおくれるような状況のときはここを使ってくださいというような大きな看板か何かが観光客に見せないと、観光客はあそこ自体を非難すべきものとは認識全然してないと。今、市内の中ではそういうことでいろいろ議論されてますけど、普通に観光に来た人はそういう認識はないと思うんですけど、観光客に対して知らせるというんだったら、入る前にその施設の入り口か何かで表示されておるべきやと思うんですけど、そういうことは何かされとるんでしょうか。

○小島 一委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） これにつきましても、市役所の中ですが、担当部署同士の話なんですが、人形座につきましては、そういうことを現場でも出ておりますし、そういう

考え方を申し上げております。防災関係のほうへ。それで、今後の課題やなというように、今はまだその程度のことでありまして、今言われたような意見も出ておりますし、承っております。

○小島 一委員長 原口委員。

○原口育大委員 とにかく、観光客の人があそこを利用するときに、ここは人形座やと思って入ってくるわけですが、目的が避難も兼ねるとるであれば、入る前に目につくところに、この施設はこういう位置づけのもので、もし災害があったときはまずはどっか誘導に従って高台へ逃げてもらおうけども、逃げおくれた場合はここを使うことになりそうです。みたいな表示なりアナウンスなり何かがないと、もうその機能を果たさへんの違うかなというふうに思うので、そういうことはもしやるんだったら早くやってもらわんと困るなというふうに思います。

あと、現場でもいろいろ委員長とか建築の専門家で指摘をされてましたけども、手すりがまだ不足しとる感じがして、特にアプローチの手すりと、あと館内の劇場の中からの2階席への部分は、実際に通ってみたらおろるほうはかなり危ない気がするんで、あそこはやっぱり壁に手すりがないと、暗いし本当に危険と感じましたけども、そこら辺は考慮してないんでしょうか。

○小島 一委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 現地で、委員長からも述べられたようなところが、もう喫緊の課題だと思います。それと、ホールへ入るそのスロープの部分なんですけれども、規定によりますれば、その勾配が5%を超えた場合は手すりが必要でありまして、現人形座のほうはそれ未満というような判断から、手すりは施工しておりません。

以上でございます。

○小島 一委員長 ほかに。

登里委員。

○登里伸一委員 施設については、少し出尽くしておると思いますので、まず運営状況をお聞きしたいと思います。

新聞によりますと、ちょっと予定よりも少ないような報道でありました。まず、それはどのような状況かお聞きします。

○小島 一委員長 教育部次長。

○教育部次長（太田孝次） 8日付でしたか、新聞によりますと、予定していた人数よりも大幅に少ないというようなことが記載されておりました。現実には、今8月のオープンから現在までの状況としては、1日平均165名、人数にして2万4,245人です。前年度対比については、148%ぐらいございますが、当初計画しておりましたオープン後1年間については、8万人ということを目標にして進めてまいりましたけれども、現在のところは5万人ペースというような感じで進んでおります。

以上です。

○小島 一委員長 登里委員。

○登里伸一委員 出し物も大概研究して、頑張っておるのはよくわかるんですが、非常に大変だなという印象を受けております。さらなる努力をお願いしたいということでございます。

次にですね、人形協会、それから人形座の人たちからの問題点を何かお聞きしておりますでしょうか。

○小島 一委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 人形座のほうでは、月に決められた日にそういった協議をされております。特に、12月ごろから再々開催をしとるんですが、その内容につきましては、実は聞いてございません。協議はされております。問題点あるいは営業戦略について、いろんな協議をされとるのは聞いております。

○小島 一委員長 登里委員。

○登里伸一委員 次にですね、来館者からのアドバイスとか、いろんなことはお聞きになっておりますか。

○小島 一委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） それも同じでございますが、詳細は聞いておりませんが、アンケートはずっと実施しております。それと、特に、今、すいせんのほうが割と好調で、そことタイアップして集客を目指そうというようなことでございますので、特に短期間で

はありますが、水仙郷へ行ってからどうなのか、あるいはほかの観光施設から人形座へ来てどう。それで、家族であるとか団体であるとか、京阪神から四国から、そういった簡単なアンケートを、最低水仙郷のある2月いっぱいぐらいは実施しようかというようなことで、今現在取り組んでおるところでございます。

○小島 一委員長 登里委員。

○登里伸一委員 工夫等、いろんなことにつきましては詳細に聞きませんが、大変努力されてるなど考えております。

最後にですね、観客席のいすですね、私もあの公演をしとる間で、年もとって肉厚もなくなって、けつあつですか、本当にちょっと痛いんですね。あれは、工夫するべきだろうなど考えておりますので、何分よろしくお願ひしたいということで終わります。

○小島 一委員長 答弁よろしいか。

ほかに質問ございませんか。

原口委員。

○原口育大委員 きょうは出し物が、水曜日が定休で、きょうは通常に興行されとるかなと思ったんですけど、通常の興行やなかったように思うんですけど、どういうことなんでしょうか。

○小島 一委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） きょうは、学校のほうへ出前講座がございました。それで、人形座のほうでおっしゃられたように、きょうは「えびす舞」と「道具返し」これを入場者にはごらんになっていただいたというようなことで、時間的には通常とほぼ変わりございません。

○小島 一委員長 原口委員。

○原口育大委員 そういう変更というのは、ホームページで見ると、1カ月ぐらい先まで出し物とかを告知しとると思うんですけど、急な変更というのも、観光客にとったら期待はずれの部分があると思うんですけど、そういう告知とかはどんなふうにされるんですか。

○小島 一委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） やはり、ホームページ等でできるときはするし、あとは最悪はお越しになられた方々に、できるだけ丁寧に言わせていただくと。ちなみに、きょうの場合でしたら、1,500円のところを1,000円というような表示でございました。

○小島 一委員長 原口委員。

○原口育大委員 公演するより出張したほうがもうかるんやというような話も聞こえてくることあるんで、そっち優先する部分もどうしても仕方ないかと思うねんけど、やっぱり観光客にしてみたら、来るまでそういうのがわからなかったということになると、遠いところから来て無駄足という話になってしまうんで、そこら辺はもっとちゃんとせなあかんの違うかな。

それと、いろいろ改革というか、今、指定管理で人形座が受けてしもたわけやから、人形座自体が公演の内容であったり、回数であったり、いろいろ決めていくんかなと思うんですけども、だから教育部としてはそこに対しては、そういう営業とかについては、何か営業会議みたいなものがあるかってやっとならっしゃいますか。それとも、市が指示をしていろいろやるようなシステムになっとるんでしょうか。

○小島 一委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） 市のほうからの指示というのは、システムはございません。ただ、当初からうずしお観潮と連携を図るといようなことで、週に1回、人形座のほうと関係するところと作戦会議をしております。それで、教育委員会としては、いろんな支援といいますか、そういったことはできうる限りやっといこうということで、ただこうせい、あせいでなしに、やはり現場で練っていただいて、それに対するもし何かが出たときに、教育委員会として応援できる部分は応援していこうかという気概で取り組んでおるところでございます。

○小島 一委員長 原口委員。

○原口育大委員 経営についての責任は、やっぱり指定管理になってしもたんやから、人形座のほうにあるように思うんで、今の形やと、その経営会議というか、方針を決めていくのはやはり新しい理事長を頭にしたようなものでやるんですかね。それで、その辺に経営に精通したような職員が前々から置くべきでないかみたいな話が、議会からもたびた

び出とったと思うんですけど、そこをまず機能強化せんと、なかなか成果が上がらへんの違うかなというふうな心配をしています。そこら辺をしっかりと、本当の営業的な部分を補強というか、財団としてやってもらわなあかんわけですけど、やっていただいて、それに対してアドバイスなりは求められてするとは思うんですけど、今までのやり方やと、どうしても何か教育部のほうのいろいろと差配してやってきたような印象を持ってたんで、それではなかなか営業収支をきっちりと考えてやるようにならんの違うかなというふうな気がしてます。その、基金も全部取り崩してしもたんで、先ほど来心配してた、その収入がもし不足してしもたら、座員の給料も払えなくなるというような心配するんですけど、そういうのは当面心配ないんですか。

○小島 一委員長 教育部長。

○教育部長（岸上敏之） やはり、目標数値に限りなく近づいていくことがその心配ないというところと言えますので、先ほども次長から申し上げましたように、今5万人越えのペースでございますので、これから目先であれば春、夏の経営に向けての営業戦略は、当然ながら現場のほうでは、今月何やる、3カ月、6カ月先を見越してやっておるんですが、なかなか特効薬というのが、1年目でもございます、これも初めからわかってることなんですが、そこらを見据えて取り組んでいこうと。

それから、まだ決定までは至ってませんが、どうしてもその営業部分が弱いというような先ほどの御指摘でもございますので、今まさにそこを補強しようということで、協会のほうでは早速に考えていただいとるところでございます。

以上でございます。

○小島 一委員長 ほかに質問ございませんか。

ないようでございますので、これで質疑を終結をいたします。

次に、その他に入るわけですが、本日は集中的な審議ということで、説明員が健康福祉部、教育部、それから副市長ということでございますので、答えられる範囲、市民生活部に関しては答えられる範囲ということになろうかと思うんですけども、その他何か質疑ございませんか。

所管のその他です、答えられる範囲で。

登里委員。

○登里伸一委員 簡単で結構です、副市長さんお願いします。

吉備国際大学の地域創成農学部で、入学願書の数値が幾らぐらいになつてるのか御存じでしょうか。

それと、学生受け入れ面について、特に生活面が多いんですが、態勢整備は十分できていると感じておられるのかだけお聞きしたいんです。

○小島 一委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 入学者の状況でございますが、今20人ぐらい推薦入学というように決まっておるようでございます。そのあと、今現在60名ぐらいの申し込みがあつて、40名ぐらいの合格をうってるというようなことでございます。まだ、2月中期の申し込み、それから後期の申し込みとありますので、今後に期待をしてるところでございますが、今のところ全員が合格で入っていただければそれでいいんだらうと思うんですが、今後のなお一層の努力をするというようなことございました。

それから、生徒の受け入れにつきましては、宿舎等は民間の業者のほうにお願いをしておるということで、かなりな空き部屋がありますので、要望には満たせるというようなことで、今、準備をしておるようでございます。民間業者の方をお願いをしておるということでございますので、今後そういうものが頻繁に問い合わせ等もあるんじゃないかなと思っております。

○小島 一委員長 登里委員、よろしいか。

ほかにございますか。

質疑がありませんので、執行部から何か報告事項はございますか。

ありませんか。よろしいですか。

ないようでございますので、本日の委員会はこれで終了したいと思います。

どうもありがとうございました。

（閉会 午後 2時55分）

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成25年 2月14日

南あわじ市議会文教厚生常任委員会

委員長 小 島 一